第3回税制調查会議事録

日 時:平成25年10月8日(火)13時00分~

場 所:財務省第3特別会議室(本庁舎4階)

〇中里会長

時間となりましたので、ただいまから第3回税制調査会を開会します。

本日は、大変お忙しいところ、愛知財務副大臣と関口総務副大臣の御両名に御出席いただいています。

まず、開会に当たり、愛知財務副大臣及び関口総務副大臣から御挨拶を賜れればと 思います。

それでは、愛知副大臣、よろしくお願いします。

○愛知財務副大臣

本日は、お忙しい中、多くの委員、特別委員の皆様に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

この度、財務副大臣を拝命いたしました愛知治郎です。どうぞよろしくお願いいた します。

既に御案内のことと思いますが、10月1日に政府として、来年4月に消費税率を8パーセントに予定どおり引き上げることを確認しました。また、これと併せて、景気の下振れリスクに対応するとともに、経済の成長力の底上げと好循環の実現を図り、持続的な経済成長につなげるため、税制措置も含めた経済政策パッケージを決定したところです。この内容については、後ほど事務方から御報告させていただきます。

政府税制調査会においては、総理から中長期的な視点から、あるべき税制のあり方について諮問があり、その中でまずは、総理や麻生大臣から要請のあったテーマである国際課税、マイナンバーについて審議に入ると承知しています。本日は、それぞれの分野の第一線で活躍しているお二人から最新の動きも含めて説明をいただき、その上で活発な御議論をお願いしたいと考えています。

最後に、政府税制調査会におかれては、中里会長、神野会長代理をはじめ、委員各位の充実した御審議をお願いして、私の御挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございます。

〇中里会長

愛知副大臣、どうもありがとうございました。

続きまして、関口総務副大臣、よろしくお願いします。

○関口総務副大臣

この度、総務副大臣を拝命いたしました関口昌一です。

本日は、お忙しい中、中里会長、神野会長代理をはじめとする多数の委員の皆様方に厚く御礼を申し上げます。

愛知副大臣からも御挨拶がありましたとおり、消費税率とともに、地方消費税率も引き上げられることを内閣として確認をしました。これにより、地方の社会保障の充 実及び安定化、さらには地方財政の健全化に寄与するものと大変期待しています。

今回の政府税調におきましては、国際課税、マイナンバーがテーマになっていると 伺っています。委員の皆様方の専門的、多角的な御知見を存分に発揮していただき、 積極的な御議論をお願いいたします。

以上、簡単ではありますが、私からの挨拶とさせていただきます。今後とも、よろ しくお願いいたします。

ありがとうございました。

〇中里会長

関口副大臣、どうもありがとうございました。

それではまず、本日の会議の流れについて説明いたします。

先ほどのお話にもあったとおり、政府税制調査会では、まず、国際課税とマイナンバー・税務執行、この二つのテーマについて審議を行っていくこととしていますが、本日は、その両分野に関して深く携わっているお二人にお越しいただいています。

議題1は、国際課税ですが、これはOECDの租税委員会議長を務めておられます財務省の浅川総括審議官に御出席いただいています。議題2のマイナンバー等は、内閣官房社会保障改革担当室の向井審議官に御出席いただいていまして、お二人から説明を頂戴し、議論を進めていければと考えています。

さらにその上で、議題3として、今後の税制調査会の運営についてですが、ここでは、次回以降の税制調査会の進め方についてお諮りしたいと思っています。

盛りだくさんの議題ですので、発言は手短によろしくお願いします。

最後の四つ目は、10月1日に閣議決定等された内容について、事務局から報告をしていただこうと考えています。

なお、法人課税については、今般の与党税制改正大綱で、政策効果の検証、課税ベースの拡大等を踏まえつつ、法人実効税率のあり方について、今後、速やかに検討を開始するとされ、今後、与党で議論が行われるものと承知しています。

政府税調でも、前回の総会の際に何人かの委員の方々からこの点について御意見を いただきました。

政府税制調査会では、総理から、中長期的な視点からあるべき税制のあり方について諮問を受けているところですので、本調査会でも、法人課税を含め、あるべき税制のあり方について審議を行っていきたいと考えています。

今後の審議の中で、中長期的な法人課税のあり方を含め、あるべき税制のあり方についてどのように議論を行っていくかという点については、今後の状況を見ながら、皆さんと御相談しながら決めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

ここで、カメラに御退出いただきます。

(カメラ退室)

〇中里会長

それでは、四つの議題がありますので、順次、進めたいと思います。

議題1の「国際課税について」に入りたいと思いますが、この国際課税の概要、通常、BEPSと呼んでいますが、税源浸食と利益移転関係、国境を越えた役務の提供等について、財務省の浅川総括審議官から説明をいただきます。

浅川総括審議官は、国際課税についての世界的、国際的な議論をリードするOECD租税委員会の議長職に一昨年、日本人として初めて就任され、いまやG7やG20での主要なテーマの一つとなったBEPS等の国際的な議論を取りまとめる非常に重要な立場に立っておられます。

では、浅川総括審議官、よろしくお願いします。

○財務省浅川総括審議官

どうもありがとうございます。財務省総括審議官の浅川です。

国際課税についてプレゼンをせよという会長の御指示ですので、今日は0ECD租税委員会の議長としての立場で御説明をさせていただきます。

お手元の資料の中で、「税制調査会資料〔国際課税関係〕」というものを用意しました。基本的にはこれに沿って御説明をしたいと思いますが、この資料に入る前に、せっかくですから一言、国際課税に関する包括的なポイントを申し上げたいと思います。

国際課税というのは、外国の税制がどうあるべきか、どうであるのかということではなく、国境をまたぐ経済取引、人も動き、物も動き、金も動きます。それに伴って必ず生ずる二国間の課税権の調整をいかに行うかということがメインテーマです。

そのために、過去数十年にわたっていろいろな国際課税ルールが策定されてきましたが、課税ルールというのは主として、二つの論点に対処するために発達してきました。一つは、国際的な二重課税をいかに排除していくか。もう一つは、国際的な租税回避行動をいかに抑制して、これに対応していくか。この二つです。

前者の二重課税の排除というのは、例えば日本企業が海外、アメリカならアメリカに進出をする。いろいろな進出形態があります。例えば支店形態、工場を作る、あるいは子会社を作るのでも良いですが、そこで経済活動をして利益を上げると、当然、アメリカに源泉する所得になりますので、アメリカに課税権が生じ、アメリカの国税当局が課税をしようとする。ところが、例えば支店などになると、これは日本の企業ですから、当然、日本もその企業の居住地国として課税権がありますので、同じくアメリカで稼得した所得に対して日本の課税権が及ぶので、その部分に関しては、源泉地国と居住地国の間で課税権の衝突が起こります。これをどう調整していくかが一つ目の大きなテーマです。

これに対しては、それぞれ国内法と租税条約で対応してきましたが、国内法的には、外国税額控除、要するに、外国で払った税金は日本の税金から控除するという制度を

日本も持っています。あるいは国によっては、国外所得免除方式といいまして、そも そも海外で稼得した所得は課税ベースに算入しないという制度を国内法で有している 国もあります。

他方、租税条約では、例えばPEの概念等を精査し、基本的な方向としては、源泉地国での課税権をできるだけ抑制して、居住地国での課税権を確保するという方向で二重課税の排除を図ってきたということだと思います。

二番目の国際的な租税回避、これは、要は、国による税制の違いを利用して、ある意味では、法の抜け穴を利用して、税金の支払いを軽減する仕組み、あるいは行為です。これは必ずしも違法なものではなく、そのような意味で、脱税ではなく、租税回避と呼んでいますが、これにも国内法と租税条約でそれぞれ対応してきました。

国内法的には、これは我が国にもありますが、例えば移転価格税制といわれるもの、あるいは、外国子会社合算課税、いわゆるタックスへイブン税制といわれるものがこれにあたります。他方、租税条約の方でも、国際的な租税回避への対応を図っていて、例えば情報交換条項というものです。これは、必ずどの租税条例にも入っていますが、国税当局同士でいろいろな情報交換をして、国際的な租税回避に対応しようとするものです。あるいは租税条約を濫用する、それを防止するための濫用防止規定というものを条約へ規定するなどで対応してきました。

ところが、今、申し上げた二つの課題、二重課税の排除と租税回避への対応の中で、 あえて誤解を恐れずに言えば、従来の国際課税ルールというのは、基本的には前者、 すなわち、国際的な二重課税を排除することによって経済活動を活発化させていこう ということに、どちらかというと重点があったような気がします。

その結果、今日、ふと気が付くと、後者の租税回避への対応の方がかえってなおざりにされていて、我々が苦労してこれまで構築してきた種々の国際課税ルールが、必ずしも国際的な租税回避行動に対応しきれていないのではないかという問題意識が芽生えてきたわけです。

今日は、むしろそちらの流れで、今、盛んに議論が行われていますBEPSという話と、情報交換という二つの話をしたいと思いますが、それはいずれにしても、最初にお話しました二つの論点のうちの後者の話です。いずれも、国際的な租税回避への対応をどうしていこうかという基本的な問題意識から出たものと御理解いただきたいと思います。

それでは、資料の1ページ目、これは0ECDの租税委員会の概要ですが、一言だけ申し上げますと、国際分野における経済政策は、例えば為替・通貨という分野があります。国際貿易という分野があります。それからこの国際課税という分野があります。

戦後、皆さん御案内のように、通貨為替の分野では、IMF体制が構築され、貿易の分野では、GATT、今のWTO体制が構築されたということで、基本的には、多国間でいろいるな規律を律していこうというシステムが出来ました。そういう中にあって、国際的

協調が一番遅れた分野が、恐らくこの国際租税の分野だろうと思います。それはある 意味では当然のことでして、ユーロを見ていただいても明らかです。通貨統合よりも さらに税の統合は難しいわけです。ある意味では、国際協調に一番なじみにくい分野 が、この国際租税分野ではないかと思います。

その中で、唯一頑張ってきたのは、OECDの租税委員会で、もともとのルーツは、戦前の国際連盟の租税委員会でした。戦後、それを継承する形で国際課税に関する課税ルールを議論し策定してきたのがこのOECD租税委員会です。

私が現在、この委員会の議長をやっていますが、租税委員会の下にいろいろな作業部会があります。第1、第2、第6、第9、第11作業部会があり、それ以外にも、今回、BEPSというプロジェクトを立ち上げるに当たって、新しい作業部会を三つ設けました。それは後で御説明申し上げます。

この0ECD租税委員会は、基本的には、国際租税、国際課税に関する種々のグローバルスタンダードを策定している国際機関です。例えば租税条約のモデル条約、これは1963年以降、延々とつながっているものですが、それを作ったり、あるいは移転価格税制のガイドライン、これは1985年にできていますが、そのようなルールを作ってみたり、あるいは情報公開に関する国際的なスタンダードを策定したり、いろいろなルール作りをしています。この中に今回のBEPSというプロジェクトが入り込んできたというイメージです。

さて、BEPSの話です。その次のページを開けていただくと、上に書いてあるのが先ほど申し上げたことです。従来、OECD租税委員会を中心に構築してきた国際課税ルールは、どちらかというと、源泉地国ではなく、所得の受け取る国、居住地国の方の課税権を重視して、源泉地国の課税権をむしろ抑制していこうということで、二重課税の排除を図ってきたということだと思います。

ちなみに申し上げますと、OECDとは別に、国連にもモデル条約がありますが、国連は全く逆です。どちらかというと、居住地国の課税権を抑制して、源泉地国の課税権を認める方向です。

これはなぜかといいますと、国連の方は、途上国あるいは新興国の主張が反映されています。彼らの場合には、どちらかというと、今後の経済活動としては、先進国からの投資を受け入れていって、むしろ、所得を稼得する場所、源泉地国になる可能性の方が高いわけです。したがって、従来、先進国と違い、途上国側、新興国側というのは、どちらかというと、居住地国ではなく、源泉地国としての課税権を重視する方向。それが国連のモデル条約に反映されているということで、OECDと国連との間で哲学の相違があるところです。それが後ほど申し上げます、BEPSの議論にも影響があると思われます。。

その下に「BEPSプロジェクト」と書いてありますが、要は、そのようなことで国際 課税ルールをいろいろ作ってきましたが、その結果、二つ弊害が出てきたということ です。すなわち、こうしたことの結果、近年、源泉地国でも居住地国でも十分に課税されない『二重非課税』、二重課税を排除しようと思っていろいろやってきたら、ふと気が付くと、二重非課税、源泉地国でも居住地国でも課税されないような現象が起こってきました。

タックスへイブンを活用した例はよくある話ですが、それ以外にも、最近、新聞記事等をいろいろ拝見すると、例えばアイルランドやオランダ、ルクセンブルクといった比較的法人税率の低い国を利用して、いろいろな租税回避が行われているということが一つです。

もう一つは、その次に書きましたが、「本来課税されるべき経済活動が行われている 国で所得計上されない問題が顕在化」。これは二重非課税ではなく、税金は払われてい ますが、必ずしも経済活動が現実に行われているところで納税がなされていない。課 税地と経済活動が行われている場所が乖離しているという問題があります。これは電 子商取引が一番の例だと思いますが、そのような二つの問題が顕在化してきたわけで す。

0ECDでは、一番下の丸にありますが、去年の6月にこの問題を解決するために、既存の国際課税ルールを抜本的に見直そうではないかというプロジェクト、いわゆるBEPS、Base Erosion and Profit Shiftingと、税源の浸食と利益の移転という略語を作りましたが、このプロジェクトを立ち上げました。

これは、最初はOECDで、技術的な点も含めて検討していこうと思っていましたが、下から二つ目の丸に書いてありますように、政治的にも注目されることになりました。リーマンショック後、やはり各国の財政が悪化した、さらにそれを背景として所得格差が拡大したということを踏まえ、政治的にも関心を集める結果となりました。例えば今年の6月に北アイルランドのロックアーンで行われたG8サミットでも、議長のイギリスのキャメロン首相が、この問題を主要議題の一つに取り上げたということもありました。

その次のページを見ていただきますと、去年の6月にOECDで立ち上げたこのプロジェクトがその後どうなったかですが、一年間かけてBEPSの行動計画、アクションプランを作りました。これは本年6月の租税委員会で採択をしていただいて、その採択したBEPSの行動計画を7月のモスクワで行われたG20の財務大臣会議にも御報告申し上げたということです。BEPSの行動計画は全部で15項目ありますが、今日はそのうちいくつかを具体的な例として御紹介したいと思います。

もう一つの特色は、真ん中の丸に書いてあるように、OECDの加盟国は全部で34か国ですが、基本的には先進国です。ただ、このようなBEPSの話をしようと思ったら、先進国だけでルール作りや議論をしていてもしようがなく、基本的には、新興国も巻き込むべきだという議論が最初からありました。そこで、このプロジェクトはOECDのプロジェクトだけではなく、G20にも開放しました。

注に書いてありますが、G20のメンバーであって、OECDのメンバーではない国は、実は、8か国あります。中国、インド、ロシア、アルゼンチン等々、そこに書いてある国々ですが、これらの国に対してBEPSプロジェクトに限っては、正式なメンバーシップを認めるという決断をしました。

正式なメンバーシップということには、二つ意味があり、一つ目は、オフィシャルなメンバーシップと同じように投票権を認めるという意味です。二つ目に、その代わりに、きちっとメンバーシップ・フィーを払っていただくということで、実際に招待状を出しました。そうしましたら、8か国とも全て参加したいということで、このBEPSプロジェクトに限っては、実は、34か国プラス8か国で、0ECDの枠を広げてこれから議論を行うことができることになりました。

最後の丸に書いてありますのは、今後、BEPS行動計画は、基本的な論点を提示しただけで、その解決策は今から議論致します。長くて二年半程度、論点によって時期が違いますが、最終的には、OECDから15項目にわたって勧告を出します。OECDは、加盟国を強制できる国際機関ではありませんので、リコメンデーション、勧告という形になりますが、その勧告を15項目にわたって出す。それに応じて、各加盟国プラスこの8か国が国内法を変え、租税条約を改定していただければ、最終的に、多国籍企業の租税回避問題は治癒するという、少々息の長い話になります。

それでは、7ページに飛んでいただきたいと思います。

先ほど申し上げたように、本年の6月に0ECDでBEPSの行動計画、全部で15項目ありますが、それを採択いたしました。15項目の行動計画は、参考資料の27ページから3ページにわたって、項目だけですが付けておきましたので、御参照いただきたいと思いますが、今日は全部やっていると時間がありませんので、その中で特に典型的なアクションプランを五つくらい抜き出して、簡単に御説明したいと思います。

7ページに戻っていただき、まず第一に、電子商取引、eコマースです。これは、ポンチ絵がありますが、L社、これは海外だと思っていただければ結構です。A国が日本で、海外の企業が日本で電子商取引をする。電子書籍や、電子音楽を売られて、所得を稼得するところ、源泉地国にどのような法人税が課せられるだろうかという話です。今までの国際課税ルールは、PEなきところに課税なし、というものです。PEというのは、Permanent Establishmentといいまして、恒久的施設、例えば支店とか、工場とか、そのようなものがあって、そこで経営判断をされて、かつリスクをとっているというところまでいって初めて課税所得を算出できて、源泉地国で法人税が課されるわけです。ところが、電子商取引の場合には、そのような支店や工場は一切ありません。

これも有名な話ですが、アマゾンという会社があります。アマゾンは、日本に流通施設を持っています。そうすると、その施設がどの程度のリスクを負担しているのか、どの程度の経営判断をしているのかということから突き詰めると、なかなか従来のPE

のルールでは、法人税が課されないということになります。

この議論は、ここには書いていませんが、恐らく解決の手段として、三つぐらい選択肢があると思います。一つは、今のPEの定義が狭過ぎるので、この定義をもう少し広げるべきである。では、どうやって広げていこうかという方向が一つの選択だと思います。

二つ目に、PEの場合には、いくら広げても限界がある。あるいはせっかくPEを認定しても、課税所得を算出すると、実際にはほとんど課税所得が出てこない可能性が高い。そこで、PE概念を放棄して、全く別の観点から法人税を課税する。いわゆる外形標準課税的なイメージでしょうか。例えば従業員数とか、売上高とか、そのようなものを何かの根拠にして、法人税を課すことができないだろうか。それが二つ目の選択肢。

三つ目の選択肢は、これは少しまた別の観点になりますが、法人税課税をそもそも諦めて、消費税を課税することで国際的な租税回避に対応するという、恐らく三つぐらいの選択肢が論理的にはあるかと思います。今後、OECD租税委員会には第9作業部会というのがありますが、そこともう一つ、新しい作業部会を作りまして、そこで、二年ぐらいかけて、これら三つの選択肢を検討して、OECDとしてどのような勧告を行うかという議論を行います。それが行動1です。

行動3、8ページですが、これは外国子会社合算税制、いわゆるタックスへイブン 税制です。

A国が日本、C国がタックスへイブンだと思っていただければよいのですが、要はタックスへイブン税制というのは、ある企業が経済的に合理的な理由がなく、租税回避が主たる目的で例えば日本からタックスへイブンに進出したとします。その企業が稼得した所得は配当すればもちろん親会社の企業に算入しますが、配当する前であっても日本の親会社の企業に合算して日本の税金を課すという税制です。

各国ともこの税制を持っていますが、基本的には単にタックスへイブンに行っただけで合算課税が行われるわけではなく、経済的に合理的な理由がない場合に合算課税が行われる。その判断をするための基準がありますが、これが各国まちまちです。したがって、このポンチ絵でいいますと、A国の場合、比較的判断基準は厳しい。B国もCFC税制を持っていますが、その判断基準が緩いということで、基準に差があったとしますと、当然タックスへイブンで事業をするには、A国にいるより、本社自体をA国からB国に移転した方が良いわけですから、A国とB国の間で税源を浸食、事業の流出が起こる。もとよりA国とC国の間ではタックスへイブンということで税源浸食が起こっているのですが、それに加えて二種類の税源浸食が起こるということです。

ですから、もう少しCFC税制を国際的に強調した方が良いのではないかという問題意識がありました。これを担当する作業部会では、二年ぐらいかけて検討することになっています。

三つめの行動計画は、9ページ、行動5ですが、これは有害税制、harmful preferential tax regimeというものがあります。1998年だったと思いますが、OECDで有害な税制とは何かという定義をしました。そこにあるように、①から④まであり、①に書いているのは基本的には足の速い所得、例えば金融業とか、典型的なのは事業統括会社などがこれに当たりますが、足の速い所得に対して通常より低い実効税率を適用するという条件が①です。

①があり、なおかつ②か③か④が揃った場合には、有害な税制であるとOECDは判断するということですが、②はいわゆるリング・フェンシングといって、外国からの誘致企業や外国企業のみを優遇する「囲い込み」、リング・フェンシングを行っていることです。③は、有害税制の執行が非常に透明性に欠けていること。④はこうした税制に関して情報交換が欠如していること。①かつ②もしくは③もしくは④があれば有害税制の判断が下されるということで、従来OECDでは加盟国に対して有害税制の審査を行ってきました。私も2000年代の半ばぐらいにこの担当フォーラムの共同議長をしていましたが、基本的にはこの作業の結果、OECD加盟国では現時点では有害税制は一切なくなったということになります。

今回、BEPSで取り上げたのは、下の行動5の囲みに書いていますが、今までどちらかというと②、③、④のうち、②のリング・フェンシングを中心に審査をしてきましたが、今回はもう少し③も含めて、従来の定義に立ち戻って、もう一度加盟国の審査を行うのが短期の課題になります。また、中期の課題として、有害税制の審査をOECDの非加盟国にも行ったらどうか。さらに、長期的には、この定義自体を見直したらどうかという三つの課題を掲げています。これをBEPSで検討しようということです。

ちなみに申し上げますと、例えば特区をつくり、製造業は足の速い所得ではないから良いのですが、今、申し上げた金融・サービス業あるいは統括会社等を誘致する。そのときに、ここにあるように、外国企業のみを税制上優遇する、外国企業のみに国内法上の税率よりも低い法人税率を適用すると、OECDの定義上有害になります。内外無差別なら結構です。つまり、特区を作って、そこに日本企業を含めて内外無差別で法人税を軽減することは問題ありませんが、外資に対して逆差別的な税制を行うと、それはOECD上問題になるというのが一つのポイントです。製造業を抜いたのは、製造業は恐らく税率の差だけではそんなにすぐには動かないだろうということで、除外しています。

もう一つ、日本は従来から非常に積極的にこのフォーラムに関わってきましたが、 それはまさに中期の課題にあるOECD非加盟国の税制を審査するということが背景です。 例えば、香港やシンガポール、中国等、我が国の経済活動の重要な相手国のうち、あ る程度有害な税制を持っている可能性のある国に対しては、このOECDの基準により、 非加盟国であっても経済活動において我々と非常にかかわりが深い国に対して審査を 適用していきたいと思っています。 次に10ページです。無形資産の移転価格ルールです。これもよく問題になりますが、A社という親会社があり、L国は軽課税国、タックスへイブンだと思っていただければよいのですが、ここに子会社を作って、そこに無形資産、特許権やブランドを売るわけです。売ること自体はもちろん結構ですが、問題となるのは、常識的に説明される価格よりもかなり低い価格でこれを売却し、利益をA国からL国に移転するようなケースです。これは親子会社間だからそのような取引が行われますが、これを移転価格操作といっています。

これに対しては、移転価格税制という、A社とL社が親子会社ではなく、独立した 第三者間の企業である場合に適用されると推測される価格を持ってきて、国税当局が 課税をするという税制があります。ただ、難しいのは、無形資産の売買は、A社とL 社に特異な経済取引であり、独立の第三者間でやったらこのような値段であっただろ うという推測がなかなか成り立ちにくい取引です。特にブランドなどはそうだと思い ます。ブランドというのは、その会社固有のものですから。

したがって、特にそのような無形資産に関しては、従来の移転価格ルール、独立企業間ルールといいますか、それが適用しづらいということがあり、そこが抜け道になっています。これをどうするかという議論です。

この論点に関するもう一つの問題は、A社がL社に無形資産をイノセントに低い価格で売却した。それは恐らくそんなに経済的価値がないものだと思って低い価格で売却したケースです。ところが、蓋を開けてみたらそれが大化けした。L社がB国で使用許諾を得て、ライセンスを使って経済活動を行った結果、莫大な利益が上がった。そうすると、結果的には、最初にA社が譲渡した無形資産は、実は金を生む卵だったというケースです。

そうすると、売却時にはわからなかったかもしれませんが、結果的には非常に経済的価値があった無形資産だということで、後から移転価格課税をし直す。これは所得相応性基準といっていますが、後追い課税のようなイメージです。日本はこうした税制を有していませんが、そのような基準で課税している国もあります。例えばそのようなルールをOECDの国際基準として認知するかどうかという議論もこの行動8には含まれます。

最後に行動15ですが、多国間協定の開発です。これは先ほど申し上げたように、二年半ぐらいかけて0ECDがいろいろな勧告を出しますが、その後、それぞれの国がそれぞれの国が有している租税条約をそれに応じて改訂していかないといけません。日本も50を超える租税条約を持っていますから、それを一本一本改正するとなると気の遠くなるような時間がかかるかと思います。この問題を克服するために、むしろ二国間の協定ではなくて、多国間協定によりBEPSの論点に限って一気にその法的効果を変更することができないだろうかという論点です。これは法的にいくつか問題点があるのかもしれませんが、こうした行動計画も視野に入っていまして、これには日本からも

増井委員に担当メンバーとして議論への参加をお願いしています。以上がBEPSの話です。

二つ目に、情報公開の話です。これは少し切り口が違いますが、12ページです。

先ほど申し上げたように、従来から情報交換は、租税条約の中でも非常に大きな、 重要な条項の一つでしたが、特にOECDでは、租税条約に盛り込むべき情報交換条項に 関して、グローバルスタンダードを策定してきました。

これには二つの要素がありますが、一つは銀行機密であることを理由に相手国に対して情報提供を拒否してはならないという基準です。

もう一つは、自国に課税上の利益がないことを理由に情報提供を拒否してはならない。これはどのような意味かというと、例えば日本で国税調査権を発動して、調査に入るためには、基本的には所得税法とか法人税法上の要請があって、それに基づいて国税が調査に行くわけですが、かつて日本の税法には、外国の国税当局から要請されたことを根拠に国税が調査権を発動して調査するという権限がありませんでした。しかし、ないのはOECDの基準を満足しないということになりまして、日本も国内法を変えて、租税条約の相手国から情報提供要請があった場合には、それを根拠に税務調査ができるようにしまして、OECD基準をクリアしました。つまり、国内上の課税上の利益、Domestic Tax Interest (DTI) を根拠に情報提供を拒否してはいけないというルールをOECDは作ったわけです。

ただし、この基準に基づいた情報交換は、タックスへイブンもやはり取り込まないといけないということで、二つ目の丸に書いてありますように、OECDのメンバーのみならずタックスへイブンをも取り込んで、120か国ぐらいを入れた「グローバル・フォーラム」というOECDとは別の組織を作りました。OECDとは別の組織なので予算も別ですが、基本的にはOECDの事務局が相当リソースをつぎ込んでいます。

ここで120か国、主要なタックスへイブンは全部入っていますが、これを一か国一か国審査して、OECD基準に合った情報交換が現に行われているかの審査が現在進行しているところです。これは五年ぐらいかけて行うということで、始めましたが、来年までに終わる予定だったと思います。日本の審査は既に終わっています。これが一つの大きな流れです。

もう一つは、下半分に書いてありますように、2008年のスイスUBS事件あるいはリヒテンシュタインで事件がありまして、やはり外国金融機関の口座を利用して脱税がなされているらしいという批判が高まった。これに加えまして、今年の1月にFATCA、外国口座コンプライアンス法という立法がアメリカでなされました。これにより自動的情報交換というものに関する国際的議論が大きく取り上げられることになりました。

一つ言い忘れましたが、真ん中ぐらいに「注」と書いてあり、条約に基づく情報交換には三種類あると書いてあります。①要請に基づく情報交換、相手国から出されて要請されて初めて出すものと、②自動的情報交換、これは例えば金融機関から支払調

書などが国税に集まってきますが、相手国から要請がなくても、それを自動的に、アメリカならアメリカ、イギリスならイギリスにお渡しするものです。グローバル・フォーラムの話は①の要請に基づく情報交換の話でしたが、下半分に書いたのは、②の自動的情報交換をもう少し充実させていこうということです。

13ページです。グローバル・フォーラムの概要です。これは今、申し上げたように、 OECD以外にも120か国を巻き込み、毎年一回大会議をやって、審査を進めております。 真ん中ぐらいにピア・レビューの審査項目の三本柱があります。 ①は、情報があるかどうか、アベイラビリティーです。 ②は、税務当局が情報を取得する権限があるか。 情報があっても当局の権限がなければ情報交換になりませんので、アクセサビリティーと言っています。 ③は、現実に税務当局が保持している情報を当局間で情報交換しているかどうか。エクスチェンジ・オブ・インフォメーションです。この三本柱でそれぞれ審査をしているわけです。

グローバル・フォーラムに加盟して入っていないタックスへイブンもあることはあるのですが、ほとんど主要なタックスへイブンはこれに参加してくれまして、情報交換に関しては、OECD基準が相当程度、世界中に均てんすることになったと思います。

ただ、先程申し上げたように、ここで言っているOECDの情報交換基準というのは、 あくまでも要請に基づく情報交換の話ですので、まだ自動的情報交換をグローバル・ フォーラムで審査しているわけではありません。

他方、自動的情報交換の話で重要なのは、次のアメリカの外国口座コンプライアンス法です。FATCAというのはForeign Account Tax Compliance Actの略ですが、これが今年の1月から施行され、これが大騒ぎになったわけです。

これはどういう法律かと申しますと、例えばこれは日本の銀行だと思っていただければよいですが、日本の銀行がアメリカのIRSと契約を結んで、日本の銀行がアメリカ人、これは個人でも法人でも良いですが、アメリカ人に対して利子や配当を払います。その都度、自動的に情報をくださいということです。直接日本の銀行からIRSに情報を提供するのですが、それを怠ると30パーセントの懲罰で源泉徴収がされ、あるいは本人が情報提供を拒否した場合には、最終的にはその口座を閉じてくださいという法律がアメリカでできたわけです。これは自動的情報交換の話です。

日本の場合には、15ページに書いてありますように、二つ問題がありました。一つは個人情報保護法があって、本人が拒否した場合にはその個人の情報を勝手に日本の銀行がアメリカのIRSに提供することはできないという法律上の問題。もう一つは、日本の金融機関は直接アメリカの国税当局と何か契約を結ぶことに抵抗があったということがありまして、そこでこのように解決したというのが15ページです。

まず、日本の金融機関が本人に聞いて、アメリカ人が、IRSに情報提供してもよいと 言ってくれれば、直接情報提供を行います。これはIRSとの契約ではなく、金融庁の通 達に基づいて出すことにしました。 本人が拒否した場合には出せませんので、その場合には、右下の②に書いてありますが、非協力口座、Recalcitrant Accountに関しては、集合情報を出すことになります。金融機関ごとに何件非協力口座がありましたというものをアメリカに送付する。そうすると、アメリカはそれに基づいて、それでは非協力口座に関して個別の情報を提供してもらいたいと、改めて租税条約に基づいて要請を起こす。これがあれば、先ほど申し上げたように、日本の国税当局は国税調査権を発動できるので、銀行に言って個別の情報を取って、国税庁経由でアメリカにお渡しするというものです。結果的に見ると、これは自動的情報交換ではなく、要請に基づく情報交換ということになりますが、最終的にはIRSは必要な情報を全て入手できるということで、アメリカと合意いたしました。

ところが、16ページを見ていただきますと、日本以外の主要先進国は何をしたかというと、日本はモデル2といいます、主要先進国はモデル1として①のところに書いてありますように、一気に国内法を改正し、調書を拡大して、FATCAの求める情報、例えば米国人の口座残高などをすべて金融機関に提出させる国内法を整備することとしました。一元的に税務当局が必要な情報を徴収した上で、自動的にアメリカのIRSに国税当局からその情報を提供するということにしたわけです。

ですから、正直申し上げて、日本のやり方というのはここまで行っていない。自動的情報交換と要請に基づく情報交換をコンバインしたやり方ですので、そこまでいっていないのですが、主要先進国はむしろこのFATCAを契機にして、一気に自動的情報交換の世界まで国内法上の対応の整備を行うことにしたというところがあります。

17ページは、FATCAでどのような情報が提供要請されているかということです。一番下にストック情報、フロー情報とあります。フローだけではなく、年一回口座残高まで提供することとされています。それから、納税者番号も提供することとなっています。

これで最後にしますが、これを奇貨として、18ページです。FATCAが立法されたこともあり、OECDはきちんと自動的情報交換に関する国際ルール作りをしなさいということが、租税委員会の今のもう一つの仕事となりました。これはBEPSとは別です。

ここでOECDで行っている自動的情報交換のスコープが一つだけFATCAと違うのは、ポンチ絵の②に外国の納税者、源泉地国にとって非居住者の情報を報告する義務というのがかかってくることであります。FACTAの場合には、非居住者ではなく、居住者であってもアメリカの市民であれば情報を提供することとなります。これは、アメリカは市民権課税ですから、FATCAの方が範囲は広くなっているわけです。OECDが行っているのは、市民権課税を前提にしたシステムではなく、基本的には非居住者の情報を自動的に報告する義務を負わせて、それを条約に基づいて統一フォームで課税当局間同士交換するような運びに持っていこうというのがOECDのもう一つの大きな仕事になっているわけです。

最後にコメントですが、要は、こうした国際課税に関する最近の動きというのは何を意味するかという話です。一つは、個人、法人の経済活動が非常にグローバル化している一方で、課税権というのはあくまでも各国に属するものですから、どうしてもグローバルな経済活動と国家主権に属する徴税権との間のギャップが生じてしまうわけです。そのギャップをどうやって埋めていくかという問題が、一番先鋭的に出たのがBEPSの問題であったと思います。

もう一つは、税率の引下げ競争。お互いに法人税率を引き下げることに体力を使い果たすことは、やめようではないかという話があります。他方、今日申し上げたように、BEPSは、実は税源の浸食自体を問題にしているわけです。そうすると、税源の浸食というのは、税率の引下げのみならず、移転価格操作を使ったり、あるいはタックスペイブンを使ったり、あるいは今日は出てきませんでしたが、多様な事業体というのを使ったり、PE概念を使ったり、いろいろな手口を使って他国の税源を浸食するわけです。ですから、BEPSで対象としているのは、税率というよりは、むしろもう少し広い意味での法人税の負担の引下げ競争を問題にしています。

逆に税率に関しては、基本的にはBEPSの哲学というのは、税率を規定することは、 やはり国家主権の行使そのものなので、確かに、各国で法人税率を一斉に揃えてしま えば、このような租税の回避行動は起こらないわけですが、なかなか現実的にそこま で行くとも思えませんので、むしろ税率の違いは所与として、国際課税ルールの改善 と情報交換によって国際的な税源の浸食の問題に対応していこうというのが今日の議 論の流れです。ただ、これは二年後見ていていただければ、ひょっとしたら、法人税 率の負担自体に関してもいろいろな意見が出てくるかもしれないとは思います。

最後に、こうした議論の進展が日本にとってどのような意味があるのだという話です。第一に、日本においても、確かに多国籍企業が租税回避している例はあります。 それに加えて第二に、例えばeコマースなどで典型的だと思いますが、日本の企業はeコマースで、日本で商売しても法人税がかかるわけですが、アメリカの企業あるいは欧州の企業は同じ経済活動を日本で行っても、今のところ、法人税を課税しにくいということだと思いますので、このルールが整備されることは、日本企業にとっても一定の意味があるのではないか。

さらに第三に、例えば日本のeコマースを行う会社が将来、中国に出て行く、東南アジアに出て行くときに、彼らを巻き込んだ国際課税ルールが透明であり、公正なものであれば、それは彼らの経済活動にとって中立的なものになるのではないかということもあります。

それから、何よりも、先ほど副大臣のお話しにもありましたが、我が国において消費税の5パーセントから8パーセントの引上げが確認されたわけですが、そうした中にあって、多国籍企業のある意味では不公正なこうした税に関する租税回避行動というのは、やはり我々としては注意していくべきだろうと思います。長くなりましたが、

以上です。

〇中里会長

どうもありがとうございました。国際課税の現状等について、大変わかりやすい御 説明をいただきました。

それでは、今の御説明について、質疑応答、意見交換に移りたいと思いますが、御 意見等ある方は、挙手をお願いします。佐々木特別委員、どうぞ。

○佐々木特別委員

質問ですが、先ほど課税のシステムそのものが一律であればということがお話としてあったわけですが、先進国、新興国、それから経済発展のためのいろいろな政策を見ていったときに、それが一律であるはずがなく、確実にその課税政策の差というのは当然あるわけで、それを利用すること自身を本当にどこまで違法とは言わないまでも、悪とすべきかというのは、やはりどこかで本当は線を引くような、そのようなモデルが一個ないとなかなか難しいと思います。

それから、あともう一つは、ではと言ってそれを申告するためにタックス・プランニングそのもの、これはOECDの行動計画の方で報告義務の話をされていますが、要するにこれは善意の納税者が本当に何から何まで全部経費をかけて本当にこのようなタックス・プランニングの報告をしていかなければいけないというものも、またこれも本当はおかしい話で、本来は政策のほうで穴を埋めるか、そうでなかったら、そのようなことが起こることをある程度捕捉をするシステムというものをちゃんと作っていかないといけないはずだと思います。

ぜひ、そこのところで無理のない形でOECDの方で調整をしていただければありがたいということと、先ほどのFATCAの話ですが、このようなものも本当に相互主義で確実に同じことをやってくれるのだったら、こちらもやりますよという形でなければいけなく、力の強い人の言うことばかり聞いていても。本来は確実な相互主義でやっていただきたいと思います。

〇中里会長

コメントということでよろしいでしょうか。御質問でしょうか。

○佐々木特別委員

どうされるべきかというお話でもよろしいですか。

〇中里会長

では、一言お願いします。

○財務省浅川総括審議官

佐々木特別委員、ありがとうございます。

最初の御質問ですが、我々もこれは悪だと言っているわけではなく、基本的な問題 意識というのは、最初に申し上げたように、現実に経済活動が行われている場所と課 税が行われている場所でどうも歪みがあるというところはやはり注意しなければいけ ないということだと思います。

具体的には居住地国と源泉地国との課税権の調整をいかに行っていくかということになりますが、あくまでも企業活動が悪ということではなく、二国間でどのような課税権を配分するのが経済的にゆがみのない形であり、効率的であり、公正であるかという観点から、ルール作りをするのだろうと思っています。

二つ目の報告義務に関しては、佐々木特別委員がおっしゃるように、行動計画12に入っていて、これは私の理解に間違いなければ、アメリカやカナダにこのような法律があり、ある程度民間部門に負担をおかけしているようなことになろうかと思います。確かに余り不必要なコストをかけて、こうしたことをやっても意味がない。大切なのはできるだけこうした税制というのを透明化して、かつ簡素かつ中立な形にした上で、その上で必要な範囲で報告義務のような話を企業にお願いすることによって、できるだけ御負担のない形で公正な税制の執行を実現するということかと思います。

FATCAに関しては、相互主義が前提であるという点はおっしゃるとおりでして、アメリカ自身、実は国内法の未整備で、FATCAで要請されている情報を全部出せないような状況で、そのような意味では少しアンフェアなところが残っています。この点に関しても、むしろOECDを通じてきちんとコーディネートしていきたいと思っています。

〇中里会長

ありがとうございます。ほかにありますか。野坂委員、どうぞ。

○野坂委員

大変わかりやすい説明をありがとうございました。

私ども、スターバックスだとか、グーグルだとか、税源浸食についての典型的なケースは知っているわけですが、では、具体的に、世界全体で税源浸食が、どれぐらいの額に及んでいるものなのか、その辺は漠としてよくわからないのでありますが、OECDとして推計値を持っているのかということをお伺いしたいと思います。

また、日本でもeコマース、大変成長していると思います。現在、日本で実際、本来なら税金で取れたはずが取れなかったのはどれぐらいに上っているのだというような推計、これについてもお持ちなのかどうか教えていただきたいと思います。

〇中里会長

よろしくお願いします。

○財務省浅川総括審議官

今の二つの御質問は、多分、共通のお答えになると思いますが、要はそれを計算するためには、あるべき税制が何だということが決まらないと、あるべき税収が出てこないので、少し堂々めぐりになって恐縮ですが、現在、BEPSでどのぐらいの税収が失われているか、あるいは税源浸食があるかというデータはありません。

ただ、おっしゃったような問題意識に関しましては、行動計画の11がまさにそれでして、BEPSの規模や経済的な効果の指標を政府から0ECDに集約し分析する方法を策定

するということで、課税ルールが策定された後、第2作業部会というところに作業を させて、期限は2015年9月になっていますが、二年後に何らかの形で結論をお示した いと思っています。

〇中里会長

ありがとうございます。

時間の関係もありますので、この辺りで次の議題に移りたいと思います。議題2の「マイナンバー・税務執行について」に入りたいと思います。

このマイナンバー制度等の仕組みや利用範囲あるいは運用面等について、内閣官房 の向井審議官から御説明をいただきます。

向井審議官は税制や社会保障など、幅広い所掌にまたがるマイナンバー制度について、政府全体を取りまとめる立場にあり、この5月に成立したマイナンバー法にも直接携わってこられました。

では向井審議官、よろしくお願いします。

〇内閣官房向井審議官

内閣官房社会保障改革担当室で番号制度を担当しています向井です。よろしくお願いします。

資料の1ページをお開きいただきますと、平成25年5月に社会保障・税番号制度関連四法が成立し、公布されています。

平成22年10月、菅総理の時代に本格的に検討され始めて、政権が交代しても、綿々と続きまして、おおよそ二年半で成立したというものです。

次に、「社会保障・税番号制度の導入趣旨」については、若干政党間でニュアンスの違いはありますが、おおむね社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、利便性の高い公正・公平な社会を実現するためのインフラを作ろうということで、これについては、民主党政権時代に出した法律について、当時野党であった自民党・公明党と民主党の間で、水面下で協議が続けられていたという経緯があります。

そして政権交代前に、一応の三党の合意が内々でできていたという状況もありましたので、自公政権になってからそのまま若干の修正はありましたが、大宗は修正なく通ったということです。

次のページに、おおむね大きな仕組みですが、まず番号を付けるということで、今回の個人の番号については、住民票コードを基礎として市町村で付番するという仕組みとしています。これは住民票コードではなく、新たな個人番号を付番するということですが、住民票コードとは一対一の対応を付けるということです。

付番することにより、個人を追跡できます。例えば、番号が漏えいするなどして、番号が変わった場合でも、関連性を常に一対一の対応は付けていますので、基本的には個人は追跡できます。例えば税なら税の分野あるいは社会保障なら社会保障、年金なら年金の分野でそれぞれ完全な名寄せができるということです。

次に、名寄せができた情報を必要な場合には、情報の連携を行うということです。 例えば、所得情報を必要とする、社会保障の給付で使うあるいは保険料の徴収で使う ということが考えられます。

この情報連携は、主に所得情報は基本的には地方税当局が持っていますので、地方税当局から社会保障当局。社会保障が同じ市町村でなされる場合は、市町村内の話になりますが、例えば年金の保険料の軽減といった情報に生かされる。これらは情報提供ネットワークシステムを利用して、電子的に情報が送られるという格好になっています。

次に、番号を名寄せする際に、やはり常に本人を確認しなければいけないということがあります。例えば、アメリカなどはソーシャル・セキュリティ・ナンバーだけを頼って本人を確認したこともあり、なりすましが随分多発いたしました。そのようなこともありますので、我が国では、自分が自分であることを本人確認とその自分の番号が真正であることを証明する二つの仕組みを組み合わせる格好をとっています。

この三つの仕組みが社会保障・税番号の大きな仕組みです。

次のページ、「個人番号・法人番号の付番」ですが、先ほど申したように、個人番号 については市町村長が行うということです。

個人番号の指定は、通知カード、これは紙のカードを想定していますが、紙のカードで通知するということにしています。紙のカードで通知する意味というのは、例えば、従業員が源泉徴収を行う会社のために、番号を提示するという場合、会社は番号を確認しなければいけないことになっています。

その番号を確認する手段として、会社ですから本人を確認するのはそれほど困難でないかもしれませんが、基本的には番号を確認する際に、本人を確認するものと番号を確認するものが必要となってきますので、本人を確認するものとして、例えば免許証などが考えられますが、通知カードでも番号は確認できることとしています。

したがって、施行当初は、この通知カードプラス免許証で番号と本人を確認するということが可能となっています。

それから、番号が漏えいするなどして、不正に用いられる恐れがあると認められる ときについては変更可能としています。

番号は、地方公共団体情報システム機構で一括して付番する格好にしています。

一方、「法人番号」については、国税庁長官が法人番号を指定して通知することになっています。

法人番号の付番対象は、国の機関、地方公共団体等とそこに書かれているあらゆる 法人、それから税務上、法定調書の提出対象となる取引を行う法人になろうかと思い ますが、税務上の問題もありますので、人格なき社団等も入るということです。

法人番号については、大半は登記番号がありますので、その登記番号を使って新たな番号を付番することを考えていますが、登記番号のないものについては、国税庁が

一から付番し直す格好になるかと思います。

それで、個人番号の場合は個人情報の保護という問題が常について回るという関係上、非常に機微なものにわたる個人番号情報の保護策が必要となってきますが、法人番号そのものについては、そのような問題はありませんので、基本的にはオープンに民間にも使っていただくことを予定しています。

次のページに個人番号の利用範囲があります。社会保障分野、税分野、災害対策分野と広くなっています。

まず社会保障分野については、年金の資格取得。給付を受ける際に利用するということで、現在、年金番号がありますが、現在でも必ずしも二重付番が完全に避けられているわけではないこともあり、徐々にマイナンバーに変えていくことを考えていますが、当分の間は従来の年金番号と二つ走らせていく格好になるかと思います。

雇用についても、資格取得とか給付を受ける際に利用するハローワーク等の事務に も利用していくことになります。

福祉・医療・その他の社会保障も、基本的には医療保険料の徴収等の医療保険者の手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等に利用することとしていますが、この中で特によく問題になるのは、医療保険のうちのいわゆる現物に当たる診療あるいはレセプト、病院間のカルテの情報の連携には、この番号は使わないこととなっています。特に病院間の診療情報の連携は、法律上、対象から外されています。

なお、現在、具体的に何に使うか国税を含め各省で検討している中で、レセプトに は当面使わない方向で厚労省が検討しているということです。それ以外の社会保障に ついては、基本的には全部入るとお考えいただいて結構です。

税分野については、国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載するということで、その当局の内部事務に利用するということです。

地方税については、その所得情報を社会保障の分野で利用するということです。ただ、国税については基本的にはそのような情報連携の対象にはなっていないとお考えいただきたいと思っています。

ただ、このような調書などは、毎年の税制改正で変更が可能ですので、例えば税制 改正の税法改正の附則で番号法を改正することにより、この手の調書で番号が使える 範囲というのは毎年変え得るものと理解しています。

災害対策分野についてもいろいろ使えますが、さらにそのほか、社会保障、地方税、 防災に関する事務その他、これらに類する事務を若干広く書いています。類する事務 であって、地方公共団体が条例で定める事務に利用できるということですので、地方 独自の社会保障給付であるとか、あるいは法定外普通税とかいろいろありますが、そ のようなものを条例で定めれば、これは利用が可能であるということです。

次に、情報を連携する場合のやり方ですが、この情報のやりとりについては、個人情報保護の問題が非常にかかってきますので、システムとして情報提供ネットワーク

システムというものを作り、これを通じて情報をやりとりするというスタイルをとっています。したがって、情報ネットワークシステムにはどのような情報のやりとりをしたかという記録が残るということです。

ただ、それぞれの情報ネットワークシステムをやりとりする際は、基本的には主体が例えば国ですと財務省あるいは厚労省という省単位です。都道府県、市町村は何々市、何々区、何々町という町単位、市町村単位。独法等の政府機関は、それぞれの法人単位。そのような単位で情報をやりとりすることになっています。

したがって、例えば地方税は引っ越した前の市町村の情報を、次の市町村に引き継ぐという情報ネットワークのやりとりが起こり得ると思いますが、国税の場合は基本的には納税者と国税との関係のe-TaxやKSKシステムといったものを使いますので、この情報ネットワークシステムは、国税には基本的には使わないと御理解いただきたいと思います。

次に、現在、住基カードというものがありますが、これをやめて、個人番号カードに発展的に解消をしたいと考えています。住基カードは写真がないものもありますが、この個人番号カードは基本的には写真を全部付けて、ICチップで偽造防止措置をして、さらに番号が入っているということです。したがって、この番号を確認できるものは、この個人番号カードか、先ほど申した紙の通知カードのいずれかとなりますが、個人番号カードは写真入りで偽造防止措置もやっていますので、これで本人確認と番号確認が一度に同時にできるというものです。これは基本的にはその人の申請により市町村がそれぞれ個人番号カードを交付することとなっています。

そのほか、このICチップには本人確認以外にチップの空き容量を利用して、偽造防止対策以外に例えば条例で定める、現在の住基カードですと図書館カードの代わりに使っているところが多数あります。それから、いわゆる公的個人認証にこれを用いる。これはいわゆるネットにおける本人確認手段です。このようなものに使っていこうということです。

次のページに社会保障・税番号制度における安心・安全の確保ということがありますが、番号制度についてはいろいろな反対される団体等もあり、例えば個人情報の漏えいとか、なりすまし、不正利用、国家により一元管理されているのではないかという懸念がありますので、これらについてはシステム上の保護措置、例えば個人情報については一元的にどこかのサーバーで全部を管理するのではなく、国税情報は国税、年金情報は年金機構、市町村の情報はそれぞれの市町村がそれぞれ分散管理をしています。これは変えませんが、必要なときに必要な範囲に限り、例えば所得情報を社会保障に使うとか、そのような情報連携を行う形となっています。

その情報連携についても、個人番号は直接用いないスタイルにしている。あるいは アクセス制御。例えば国から情報が漏れる場合というのは、この前の海上保安庁の映 像漏えい事件や、さらにずっと前の年金情報が漏れた事件がありましたが、公務員か ら漏れるというのが結構多くありますので、この番号を使う情報をアクセスできる人間については制限して、例えば生体認証等も用い厳格な認証管理をしたいと考えています。あと、通信の暗号化、公的個人認証の活用は当然のことだと考えています。

制度面における保護措置として、この番号法の規定によるものを除き、特定個人情報、番号付きの個人情報とお考えいただきたいと思いますが、この番号付きの個人情報の収集・保管、ファイルの作成を禁止しています。ここのところが通常アメリカのソーシャル・セキュリティ・ナンバーとか、番号先進国ではこのような目的外の利用の禁止の規定がない制度が多くありましたので、急速にいろんなものに使われてしまったということもありますので、番号法では原則この番号法の規定によるものを除き、この番号付きの情報の収集・保管、ファイルの作成を禁止しています。

次に、特定個人情報保護委員会は番号付きの個人情報の保護委員会という第三者機関、三条委員会の新設です。公正取引委員会と同じ並びの仕組みですが、これらを新設する。そして、それにより、特定個人情報保護評価は、事前にそのような番号付きのファイルやシステムがプライバシーに悪影響を及ぼさないか。環境アセスメントのようなものの、いわゆるプライバシー・アセスメントを行う。それから、罰則の強化等や、先ほど申したように、情報ネットワークシステムにはアクセスログが残りますので、Aさんの情報はどこの市町村がどこの年金機構にいったとか、そのようなものはAさん本人が確認できるシステムを作ろうと思っています。

9ページ、この特定個人情報保護委員会が今回、いわゆる三条委員会で新設されます。設置時期は2014年の上半期、平成26年上半期の予定で、すぐ作らなければいけないということですが、組織は委員長1名、委員6名の合議制です。これらは大体公正取引委員会と大体並びで作っています。いわゆる任期5年の国会同意人事です。

主な所掌事務は番号付きの情報について、それがちゃんとネットに漏えいしないようなシステムになっているか。あるいはプライバシーに影響を与えるようなシステムになっていないかを監視・監督するというもので、指導、助言や勧告、命令、場合によっては立ち入り検査、措置要求等ができる。この辺も公正取引委員会の権限と並びで作っています。

先ほど申したプライバシー・アセスメントについても、指針を作成して承認を行う。 それから、このような特定個人番号付きの個人情報について、広報、啓発あるいは苦情処理、意見具申等を行う。そのような意味では割と権限のあるシステムです。このようなものを新たに作ったということです。

次のページに罰則の強化があります。これも現在の個人情報保護法、行政機関の個人情報保護法等による罰則のおおむね倍にしている。あるいは罰則のないものには新たな罰則を付けているところもありますが、おおむね倍にしています。

さらに、11ページにマイ・ポータルという形で、インターネットを使って国民と政府をある意味近くするといいますか、一つは先ほど申し上げた自分の特定番号付きの

個人情報をどのように情報提供されているのかを確認する、アクセスログを確認する機能を付ける。それから、個人情報保護法上、自分の情報は自分が開示請求できることになっていますが、行政機関が持っている自分の番号付き個人情報については、インターネットでアクセスできるリスクがあるということです。

さらに税に関係する点として、通常の個人情報保護法ですと自分の情報を請求できるのは法定代理人だけですが、番号付き個人情報については任意代理人も可能としています。その一つの理由として、税理士が本人のために情報開示を請求することが考えられるのではないかということも考えて、任意代理人も可能としています。

いわゆるプッシュ型サービスについては、それぞれの個人の情報をある程度集約して、ピンポイントでプッシュする場合と、もう少しアバウトに、例えば高齢者に当たる可能性があるものについてプッシュする場合と両方あり、前者の場合は番号を使う必要がありますが、後者の場合は番号を使う必要が必ずしもないということです。

行政機関の手続を一度で済ませる機能ということで、ワンストップサービス機能を付けようとしています。ただし、市町村の申請などは市町村によってはネットで申請できないところもあります。できる方が少ないかもしれません。これらについては市町村とも連携しながら、できるだけ電子政府化を進めていこうと考えています。

次のページにロードマップがあります。現在、政省令等の整備ということでやっていますが、一番先に現在出てきていますのは、下の方の保護というところの先ほど申しました特定個人情報保護委員会の設置のための委員の任命、機構定員の予算折衝等が現在の喫緊の課題になっています。

その上にシステム構築とありますが、システム構築も今年度の終わりから来年度にかけていろんなところで起こってきます。中央システム以外にも年金のシステムあるいは各市町村のシステムそれぞれ全部改修する必要があって、その改修についての予算折衝を現在行っているところです。

政省令の整備については、どのような事務に使えるか、あるいはどのような情報連携ができるかというのは、基本的には何々法の何々に規定する事務のうち省令で定めるものとなっていますので、その省令が明らかになって完全に固まる。その省令をできれば年内に出したいということで検討しています。これに併せて国税の方でも、どのように具体的に使っていくかというのが検討されると承知しています。

この番号制度は、非常に社会に影響することが多くあります。例えば源泉徴収の調書などに番号の記載を完全に要求してしまうと、要するに番号を持っていない人、住民票のない人は働けなくなる可能性まで出てくる。その辺をどの程度具体的に厳密にやるかによって社会の仕組みは変わってくる。逆に言うと、韓国などは厳密にやることによってスパイなどをあぶり出そうとしている。そのような世界の番号でして、そのようなものが最初に出てくるのが実は国税の場面、特に税を徴収する場面で大抵の人は働いて何かやっている場合、必ず調書が出てきますので、それを具体的にどの程

度まで厳密にやるのかというのはかなり社会に影響する話だと思いますので、これから国税庁主軸で検討されると思いますが、重要な話ではないかと考えています。

さらに将来の課題として、番号の利用範囲を拡大するという話があります。これは 民間拡大といっても、必ずしも何をやるのかというのは定かでありませんが、検討の 過程で大きな問題として、今回の番号制度は保険とか、証券は特定口座があり、これ らについては番号が入りますが、預金は、大半は番号が入らないという格好になりま す。したがって、預金をどうするのかというのは多分、喫緊の課題になるのではない か。これも最中にいろんな議論もありましたが、結局のところ現行の調書に番号を付 けることで落ち着いていますので、これらについては今後、いろんなパターンで税の 側面からもありますし、あるいはマネーロンダリングの側面、金融的な破綻法制の側 面、いろんな側面があると思いますが、検討されるのではないかと考えています。

もう一つは、先ほどの番号付きの情報の第三者委員会ですが、これも番号以外のいわゆる個人情報一般の保護委員会に広げろというのが結構政治的にも多くありますし、あるいはEUがそうでないと日本を同等の個人情報保護を行っている国と評価しないことから、EUから情報を出すことが困難になってくるという懸念もありますので、これが喫緊の課題になってくるのではないかと思っています。以上です。

〇中里会長

ありがとうございました。マイナンバー関係についての制度面あるいは運用面について御説明をいただきました。

それでは、質疑応答、意見交換に移りたいと思いますので、御意見等ある方は挙手 をお願いします。どうぞ。

○梅澤特別委員

わかりやすい説明ありがとうございます。

いろいろ効果ということで書かれていますが、私の理解では一番重要な効果は二つではないかと思います。

一つは、税の捕捉率の向上。もう一つは関連する行政事務の効率化、政府のコストダウン。この二点に関してどのくらいの効果を想定されているのか、あるいは目標とされてこのマイナンバー制を導入されているのかお聞かせいただけますか。

〇中里会長

よろしくお願いします。

○内閣官房向井審議官

まず税の捕捉という点においては、多分、国税庁はどの程度上がるのかという数字 はなかなか出せないのだろうと思います。

制度を作っているときにいろんな議論あるいはシンポジウム等を行った中で若干感じたこと、そのような意味では税務当局の見解ではありませんが、一番端的に出てくるのはダブルで扶養している場合。例えば田舎の親を地元の長男と東京に出ている弟

が両方で扶養している場合みたいなものですが、アメリカなどは結構これが出てきたそうです。日本がどの程度あるのかは定かではありませんが、そのようなものは一発でわかってしまいます。これまでほとんど調書は全部コンピュータに入っているわけではありませんので、これまでわからなかったものが一発でわかりそうな話というのは、扶養とかそのような控除ものの調書についてのものです。

もう一つは、例えば生活保護の人が実はアルバイトしていた話です。所得の合算は 一発でわかりますので、例えば我々サラリーマンがその辺で講演したものを隠しても、 これは一発でわかる。そのようなことだろうと思っています。

さらによく言われるトーゴーサン、クロヨンの話でして、これは私どもシンポジウムで地方に出ていき、いろんな意見の交換をやったときにいつも聞かれる問題で、これも全く個人的見解だと思っていただいてよいのですが、まず番号が入るという牽制効果はかなりあるのではないかと思います。ただ、預金に番号が入りませんので、そのような意味では口座取引とかそのようなものを詳細に得るわけでは決して現時点ではないので、要するに預金に番号が入るか入らないかというのがかなり決定的に違うのではないかと思っています。特に預金に番号が入って、かつ、税務調査でそれが使えるとなってしまえば、恐らく金融取引は、今ほとんど現金取引はありませんので、振り込みとかそのようなものを全部捕まえられるということがわかってしまえば、不正は圧倒的に少なくなるのかなと。ただし、使った金を事業で使ったのか個人で使ったのかというのは、なかなかわからないだろうと思っています。

そのような意味ではクロヨンの話というのと、銀行口座に番号を付ける話というのはかなり密接な関係があるというか、多分それがないと本当の意味のクロヨンは解消できないのではないかという気はしています。

行政事務の効率化については、実は行政事務の効率化は当然電子政府だからあるに決まっていますが、もう一つは国民の側から見た利便性というものがありまして、それは例えばよくある話は社会保障の給付を申請するときに、必ず住民票と所得書面を持ってこいというのが普通です。これが要らなくなるという話。そのような国民の利便性、それから、いろんなところで郵送が行われていますが、その郵送料が国民の側から減るあるいは行政の側から減るというような効果があります。

これらは計算を何度かしてはいますが、現時点でまだ先ほど申したように、何を使うのかは省令で決まるものですから、そのような意味では現時点でお話できるような数字はありませんが、これはおいおい通常国会等に向けてもう少し固めていく必要があると思っていて、お話できるタイミングが、できれば年内ないしは通常国会が始まるまでに来るのではないかと思っています。

さらに効果の点で言うと、もう一つ、社会保障の方での効果がかなりあると思っていて、先ほど申した生活保護の受給の問題もありますが、この番号制度は一番端的に効くのは給付のうちの重複を排除しているものです。社会保障の給付は障害年金をも

らっていたら、障害の給付はもらえないとか結構いっぱいあったりするし、生活保護をもらいながらほかの手当を黙ってもらっている人もいるわけですが、そのような重複排除は一発でわかってしまいますので、これについてはかなりの効果があるのではないかと思っています。

〇中里会長

ありがとうございました。

○梅澤特別委員

すみません、会長、一つだけ今の関連でよろしいですか。

〇中里会長

どうぞ。

○梅澤特別委員

通常、企業であれば、巨大な仕組みの変更とシステム投資をすると、そのときにどのぐらいの投資をして、どのような経済効果及び定性効果があるので、この投資プロジェクトはメイクセンスするのだと、多分このような意思決定をすると思います。

今回の件も明らかに経済効果がある話だと理解していますし、総論として、私も多分にやるべき話だと思うものの、その経済効果の部分が余りによくわからない。決まっていないのでわからないという話だと思いますが、やはりあるターゲットを置いて、それで、その規模の経済効果を実現しようとするのであれば、逆にどのような分野は、必ずこのシステムに取り込んでいかなければいけないと、そのようなトップダウンの仕組みで議論を進めてはいかがかと、会長に提言したいと思います。

〇中里会長

ありがとうございます。

何かコメントはありますか。

○内閣官房向井審議官

この世界、情報連携する場合あるいはこの番号を使う場合、必ず個人情報の保護を 重視する方の反対が出てくるということがありますので、一気に全部これをやるとい うのは、なかなか言いにくいところもあります。ただ、おっしゃることは大変よくわ かりますし、あるいは経団連ないし生産性本部辺りが出される試算では、そのかかる 費用の何倍もの効果があるという試算は出ています。ただ、いろんな関連する波及効 果も含めての試算です。

それで、私どもとしても、そのような意味で、今回の予算折衝等でかかる費用というのはほぼ明らかになりますので、それに見合うどの程度の効果があるかという試算は、やはりおっしゃるように出す必要はあるのではないかと思っています。

〇中里会長

では、井伊委員、どうぞ。

〇井伊委員

御説明の中で、預金に関しては含めないということを何度か強調されていましたが、 社会保障制度改革の視点から見ると、かなり問題があるのではないかと思っています。

先ほどマイナンバー導入で社会保障の給付申請をするときに、所得証明に関する利点があると御説明をいただきましたが、その所得証明は、金融資産の所得を除いた所得情報には基づいていると思いますが、年金や月々の勤労所得が少ないと、それに基づいて年金の保険料だとか、国保や介護保険の保険料が減免されたり、免除されます。でも実は、金融資産はたくさん持っている人、高齢者に金融資産は、比較的多く分布しているというデータもありますし、資産所得の把握を厳密に実施するのは難しいと思いますが、ある程度利子所得から金融所得を類推して、その金融所得を含めた所得に基づいて年金であるとか、介護、国民健康保険の保険料を徴収することは、より厳正で公平な保険料の負担につながると思いますし、そこはもう少し丁寧に議論をした方が良いのではないかと思っています。

〇中里会長

向井審議官どうぞ。

〇内閣官房向井審議官

全くおっしゃるとおりだと思います。現在の社会保障制度の所得の基準は、そもそも税を使っているのが、やや無理があるのではないかと思っていまして、番号制度をやっていて、実はこの番号制度の最大のメリットは、多分そのような社会保障をより総合的かつ公平な形に変える基盤を作るものではないかと思っています。

そのような意味では、将来的には、社会保障がよるべき所得あるいは場合によって は資産をこの番号制度によってできるようにしていくというのが、社会保障のあるべ き姿ではないかと思っていますが、いずれにしても、その社会保障については、厚労 省がそこまでまだ付いてきていないというのが正直なところです。

〇中里会長

ありがとうございます。ほかに、いかがですか。

中静委員、お願いします。

○中静委員

二つあります。一つは、会長に対する要請でもありますが、一体どこまでマイナンバーを見直していくかという問題と絡むところですが、国民にとっていかに使いやすい制度にするかというのが、大きなポイントになると思います。先ほど説明の中で、例えば厚労省の主張の中で、病院間のカルテの連携は外すという説明がありましたが、やはり国民にとって使いやすいというのが、多分この辺のところはかなりあると思います。ですから、そこら辺の省庁間の縦割りは、ある意味ではやむを得ない部分があるにしても、そこをある意味で取り外した望ましい姿を税調としてどのように考えていくのかというのが、一つ問題だと思うので、それに対するお願いがあります。

もう一つは、少し細かいことですが、特定個人情報保護委員会です。これは、立入

検査も含めて、かなりの権限を持つわけです。しかも、多分7人では、このような立 入検査も含めて、実際に実行していくのがかなり大変だと思いますが、これは、ある 種の下部機関として、例えば法務省なり国税が、ここの下部機関として具体的な立入 検査をやっていくのか、その辺は、どのようにお考えなのでしょうか。

〇中里会長

では、向井審議官お願いします。

〇内閣官房向井審議官

病院間のカルテの問題というのは、結構根の深い問題でして、当然、私ども番号を 推進する立場としては入れたい話です。

一方で、個人情報を保護する人たち、例えば弁護士会あるいは医師会等、そのような人たちの反対が最も強い部分で、現在まだにらみ合っているというのが正直なところだと思います。

それで、これらについては、例えば条例で、県が病院間で連携をやっているような、 県の事業でやっているような県あるいは市町村がありますので、場合によっては条例 では可能になります。現在の法律でも条例で可能です。そのようなものを広げていっ た方が、ひょっとしたら早いかもしれないと、現在思っているところです。

それから、第三者委員会については、当然、事務局がありまして、設置当初は二十数名でしたが、番号が始まるころには、できるだけ100名に近い形に、またその人間については、検査、立ち入りなど、そのようなものに慣れている国税とか金融庁とか、法務省、弁護士の方をできるだけ、あるいは民間からもぜひ来ていただきたいと思っています。

〇中里会長

私の方にも問題提起がありました。利用者の便宜は、とても重要だと思います。そして、そこから出発して、税調ですから当然、所得とか資産の捕捉について議論していくということだと思います。

もう一つは、総理の諮問機関ですので、税だけではなくて、少し幅広く視点を設定 するという、井伊委員がおっしゃったような、そのようなこともあってもよいのでは ないかと思っていますので、皆さんの御意見を活発に頂戴したいと思います。

佐々木委員、どうぞ。

○佐々木特別委員

若干テクニカルなお話で申し訳ありませんが、例えば、3ページに、最新の基本4情報で氏名、住所、性別、生年月日とありますが、住所は、本当は後で附随してくるものなので、その個人の問題でいけば、本当は三つで良いと思います。

なおかつ、7ページに来ると、住所が書かれていると、これは引っ越した途端に、 もう一回全部作り直しになるわけです。だから、ここは、本当はメモリーの中に入っ ていれば、そんなことをしないで、区役所の窓口か何かで書き換えればよくて、結構 今のデジタルの時代に、もしこれを作るのであれば、最新のカード技術というものを、 無線カードにしておいてスマホ等でも良いですが、すっとかざすと、ちゃんと見える とか、本当の最新の技術をまずちゃんと使うということ。

又、システムの中身をどこまで考えながらやるかという話は、もちろんありますが、個人情報を一元管理せずに分散管理を実施といっても、いずれ今みたいなビッグデータ、クラウドの時代において、最初のメタデータである個人番号がわかれば、全部芋づるで引かれると、そこのところ、確かに認可された人が生体認証しながら、いろいろなことをやるからとしても、そうなると、これは変な話ですが、分散管理イコール省庁縦割り管理で、みんながサーバーを持つという、それでサーバー費用を払うという、本当の意味での経済的な話も含めて、仮想のシステムの中での本当の分散管理にした上で、本当は省庁の縦割りの部分もちゃんと解消していくとか、そのような形でやるからこそITというものが生きるわけで、古い体制に合わせたソフトウエアの開発というのが、多分一番お金がかかると思いますので、ぜひ、その点、実施面で御勘案いただければと思います。

〇中里会長

審議官、いかがでしょうか。

〇内閣官房向井審議官

まず、住所については引っ越すと、上書きするシステムなので、カード自体を発行 し直すということでは決してありません。当然、チップも書き換えられます。

ただ、少なくとも、番号とか住所を確認するのは、いわゆる民間も全て、例えば人を雇っている人は、みんな源泉徴収票を出しますので、それは全て従業員あるいは雇い人とか雇用している人の確認をしないといけないので、やはり目に見えないといけないというのがあります。そのような意味で、このような形にさせていただいているということだと思います。

もう一つ、システムの話で言いますと、おっしゃるように、政府のものが全部クラウドになれば、そうだろうと思いますが、まだ日本では、一つのクラウドにする場合に、サーバーがどこにあるかという問題があり、アメリカの法律では、アメリカの国内にあるサーバーは、最終的にはアメリカ政府に見られる可能性があるので、今回たまたまTPP交渉に、グーグルメールなんかで漏れたとか、そのようなものもありましたので、TPP交渉には、仮想上の専用回線を持ったタブレットを交渉者に渡しており、それで、クラウドを使って今回やってみましたが、やはり、まず国内に意外とサーバーがない。

それから、資本関係が外資系の場合、パトリオット法で、またアメリカが全部情報を知り得る立場になってしまうので、そのようなことを考えると、なかなか難しい、 政府のものをクラウドでやるのは若干難しいところはあるのかと。

実際、各国も、アメリカもクラウド化を進めると言っていますが、現実にコアシス

テムは全部クラウドをそれぞれ持っている状況ですので、その辺、私どももクラウド 化を進めたいと思っている反面、特に日本の場合、そのようなクラウドを、セキュリ ティーを持ってやれる業者を育てていかなければいけないという気はしています。

〇中里会長

佐々木特別委員、どうぞ。

○佐々木特別委員

まず、見える、見えないのところを字で読むということが、もう古いと思います。いろんなモバイル端末とかあるわけですから、無線カードにしておけば、すぐ見られるわけですから、そこのところは、本当にうまくちゃんとやればよいのと、やはりサーバーの持ち方にしても、これだけ大きい国民全体の話ですので、では、どこかに借りる外国で何とかという話はもちろん良いにしても、やはりそれなりのちゃんとした対応予算措置がしっかりあって、なおかつそのようなものが、省庁がまた別々にいろんなことをやって、いろいろなお金を使うことより経済的なうまい投資の仕方というのがあると思います。だから、そのようなことをぜひお願いしたいわけで、あれがだめだから、こうなのだよということではなく、達成ができる方向性をぜひ検討していただきたいと思います。

〇中里会長

ありがとうございます。そのような点について今後検討していきましょう。 ほかに、どなたか。どうぞ、田近委員。

〇田近委員

先ほど所得の捕捉について御質問があって、向井さんがお答えになって、何か所か から所得を得ていれば、それはすぐわかるとおっしゃいました。

それで、マイ・ポータルのところを見ていますが、自己情報表示で行政機関などが持っている自分の特定個人情報について確認する機能だから、行政機関の方は、今、所得捕捉に関して、何か所から個人が所得を得ていればわかるかもしれませんが、今度は個人の方は、行政機関が何か所の所得を行政機関が知っているということは、相互的にわかるのですか。

○内閣官房向井審議官

基本的には、個人情報保護法では、自分の情報は開示請求できることになっていますので、これをポータルとつなげることで可能になると考えています。

〇中里会長

では、小幡特別委員、どうぞ。

○小幡特別委員

私もせっかくこれだけ大掛かりなことなので、見える効果というのがあってほしい と思いますが、税について言うなら、納税者の立場から、例えば控除のところで、何 かメリットになることがあるでしょうか、医療費の方は難しいようですが、社会保険 料とか、その他生命保険料の控除など、要するに何か納税者にとって、この番号制ができて便利になったといえるような事柄は、今のところはないのでしょうか。

〇中里会長

向井審議官、どうぞ。

〇内閣官房向井審議官

例えば、社会保険料控除については、わかります。番号の付いている、支払額はわかりますが、それ以外の、医療費控除については微妙なところがありますが、医療保険で本人がいくら払ったかというのは、取ろうと思ったら取れなくもないので、そこは微妙なところになると思います。保険者は一応番号を付けて管理していますので、レセプトに番号がつかなくても何とかなるのではないかという気がしないでもないのでしょうが、そこが現在では無理かもしれません。

あと、生命保険のような話は、むしろ税の方から言うと、例えば生命保険会社から何らかの形で個人のパソコンに何らかのものが入れば、それをもって紙を添付すること、証明書を省略するというふうに国税の方で決断できれば、それは便利になるのではないかと思います。

〇中里会長

ありがとうございます。 どうぞ、上西特別委員。

○上西特別委員

確かに、医療費控除はデリケートだと思います。心療内科や、婦人科に係るものは特にデリケートだと思いますが、医療機関に支払ったという金額と年月日だけわかれば足りるわけでして、その内容は、実務上全く不要です。要望として申し上げておきます。

〇中里会長

ありがとうございます。

それでは、時間もありますので、議題3「今後の税制調査会の運営について」に入りたいと思います。

会議の冒頭でも申し上げたとおり、この政府税制調査会においては、まず、国際課税とマイナンバー・税務執行について審議をしていくことになっています。

本日の第3回総会においては、総論的な議論を行いましたが、今後はさらに詳細な 審議なり具体的な審議に進んでいくことになると思います。また、前回の第2回税制 調査会の際に、これは、新浪特別委員でしたか、より少人数での審議の場を検討すべ きではないかとの御意見を頂戴しました。

以上の点を踏まえ、より機動的かつ柔軟に審議ができるよう、国際課税ディスカッショングループ及びマイナンバー・税務執行ディスカッショングループという二つの小グループに分かれて、今後の審議を進めていければと考えています。

このディスカッショングループに関しては、配付資料をお配りしていますが「ディスカッショングループの開催について(案)」という表題の1枚紙をご覧ください。

この二つのディスカッショングループでは、総会における審議の準備あるいは論点の整理を行うことを考えています。

また、外部の有識者からのヒアリングや事務局から説明を聴取した上で、それぞれのディスカッショングループに参加する委員や特別委員の間において意見交換を行う機会を設けようと考えています。

そして、ディスカッショングループでの議論の結果を、これは大切なことですが、 総会に報告し、これらを参考に総会での審議を行うこととしたいと考えています。

委員の皆様におかれては、いずれかのディスカッショングループに属していただく ことになります。また、それぞれのディスカッショングループには座長を置いて、議 事を整理することとしたいと考えます。

開催日程及び議題等については、ペーパーに記載のとおりです。この開催日程については、あくまでも仮置きですが、ご覧ください。

委員の皆様におかれては、どちらのディスカッショングループに参加されるかについて、これは可能な限り御希望に沿った形にできるよう検討したいと思っています。

以上、簡単ですが、今後の税制調査会の進め方を御説明させていただきました。

この今後の進め方(案)ついて、皆様の御賛同をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

〇中里会長

ありがとうございます。それでは、今後は、この別添のディスカッショングループ 開催案に基づいて運営、開催をしてまいりたいと考えます。

また、それぞれのディスカッショングループの座長の人選につきまして、こちらに 御一任いただけますでしょうか。

石井特別委員、どうぞ。

〇石井特別委員

ありがとうございます。

今後のディスカッショングループの進め方等については、全く異存はありませんが、 今後の税制調査会の運営の進め方という話でしたので、これは、御質問になるのか、 お願いになるのか。会長がどう考えているのか確認しておきたいところです。今回テ ーマになっています、国際課税やマイナンバーの問題、それぞれ重要なテーマなので 大いに、こうしてグループを作って議論をするのも大変良いことだと思います。

ただ、国民の皆さんの目から見ると、社会保障・税一体改革で消費税8パーセントにするところまでは、政府として決断されたわけでありますが、法律上は、いずれ10パーセントになるとなっています。先般の中期財政計画でも、日本の財政は大変だと、

プライマリーバランスもよくしていくために相当な歳入の見直しなどもしなければいうことが示されているわけで、一般の国民の皆さんから見ると、消費税8パーセント、10パーセントが、大体そのような流れになりつつあるとは感じていても、それでも、今、国の債務だけでも大変な債務になっていますので、これで日本の財政あるいは国・地方を通じて、一体どのような形で財政健全化を進めていくのか。

一方で、日本の再興をぜひ果たさなければいけないので、経済活性化も非常に大切なことで、まさに今、政府でいろいろ議論されていますが、ぜひ政府税制調査会でも、こうした個々に大事な個別問題をやっていただくと同時に、前政権で政府税調は一回廃止されていますが、それ以前は、たしか三年に一度ぐらいは、十年後、二十年後を展望したような中期答申を出していたと思います。税制全体にわたって、資産、所得、そのようなものについてバランスのとれた税体系を作らなければいけないとか、また、日本の経済社会の将来を見据えた展望を前提にしながら議論をしたかと思います。会長も、当面国際課税なりマイナンバーのことで議論を集約されているのは大変結構かと思いますが、その先は、この政府税制調査会でどのような議論をされていこうとお考えなのか、差し支えなければ、お考えを聞かせいただけないでしょうか。

それから、私はたまたま富山県知事という立場ですが、いろんな仕事がある中で、 知事である石井が政府税制調査会に出ているのは、やはり自分たち住民、国民のため に税制面でそれなりの役割を果たしてくれているのだろうから出ているのだろうと思 っているはずなので、委員になっていらっしゃる方は、みんなそれぞれのお立場で、 必要な人としてここへ出ていらっしゃる大変立派な方々だと思いますが、この政府税 制調査会、これからどのようにもっていこうとされているのか、ぜひ、今の時点での お考えをお聞かせいただければありがたいと思います。

〇中里会長

昔の政府税調のときにもいろいろ石井特別委員には御指導いただき、ありがとうご ざいます。

これは政府税調ですから、中長期的な日本の税制のあり方について、さまざまな点を考慮して特定の税目とか特定の問題だけに限ることなく広く議論していくということは当然のことではないかと思います。

ただ、いただいた諮問に順番にお答えするという任務がありますので、総理の方からは国際課税と執行の二つについて、ということがありましたので、これについて、まずプライオリティーの問題として議論して、一定の方向性をまとめる。その過程でさまざまな問題が出てくると思います。それについては、皆さん、遠慮なされるような方々ではないと思いますので、おっしゃっていただいて、皆さんからの御意見をお聞きしながら、このような問題もあるということで幅広の議論につなげていけたらと思います。この二つの問題に限ろうということではありませんので、その点は御了解いただきたいと思います。政府税調もそれは存在意義にかかわることですから、石井

特別委員のおっしゃるように、そこは志高くやっていきたいと考えています。

〇石井特別委員

どうもありがとうございます。

〇中里会長

本当に貴重な御意見、ありがとうございます。

今お話ししましたディスカッショングループの座長の人選ですが、これも御一任い ただけるということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

〇中里会長

申し訳ございません。

それでは、私からそれぞれのディスカッショングループの座長を指名させていただきたいと思います。

国際課税の方は、田近委員にお願いします。マイナンバー・税務執行は神野委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

今後のディスカッショングループの開催日程や議題等については、皆様の御希望をお伺いするとともに、事務局から早急に御連絡をさせていただきます。先ほど石井特別委員の話にもありましたとおり、今後の税調においても、皆様からぜひ活発な御意見を頂戴できればと思いますので、よろしくお願いします。

一応、本日の審議事項は以上ですが、先週の10月1日、消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応についての閣議決定が行われました。また、前回総会以降の動きとして、8月8日に中期財政計画についての閣議了解も行われました。

この際、この両件について、事務局から御報告を受けたいと思います。

主計局の小宮調査課長、主税局の住澤調査課長、よろしくお願いします。

○主計局小宮調査課長

中期財政計画について、ごく手短に、資料に基づき御説明申し上げます。

お手元に一枚紙と、実際の閣議了解された本文そのものをお配りしていると思いま す。私から、この一枚紙に基づきまして概要を御説明申し上げます。

基本認識としては、民需主導の持続的成長と財政健全化の好循環を目指していく。 つまり、経済再生、経済成長と財政健全化の両立を目指すという基本認識に立ってい ます。

そして、健全化に向けた目標としては、前政権とそのような意味では同じですが、2010年度の値に比べ、2015年度までにプライマリーバランスの赤字の対GDP比をまず半減、そして、2020年度までに黒字化をし、その後の債務残高GDP比の安定的な引下げを目指すという目標値を閣議了解しています。

また、具体的な目標に向けての取組みとしては、一枚目のⅢ、Ⅳですが、まず半減目標年度である2015年度の目標達成に向け、国・地方のプライマリーバランス赤字の

大宗を占めているのが国の一般会計のプライマリーバランス赤字です。現状、3分の2を超えるぐらいの赤字を占めているわけですが、これについて、26年度、27年度、すなわち来年、再来年の2年度にわたり、各年度、4兆円程度ずつプライマリーバランス赤字をまず改善していこうという目標を定めています。

新規国債発行額については、来年、再来年度において、それぞれ前年度を上回らないよう最大限努力するということ。

また、地方財政については、地方の一般財源の総額について25年度地方財政計画の 水準を下回らないよう実質的に同水準にしていくということを了解しています。

2015年度以降、黒字化目標年度である2020年度にかけ、基本的に財政健全化を図っていく上での考え方を閣議了解しています。

一言で申し上げますと、歳出・歳入両面とも経済の規模との対比において、歳出面では経済の成長よりさらに相対的に歳出の規模が小さくなっていくようにしていこう。また、歳入の方は、逆に経済の成長の規模よりできる限り多く税収が入ってくるようにしていこうという考え方を今回閣議了解しています。

最後の二行ですが、歳入面について書いています。歳入面では、経済成長を通じて 税収の対GDP比の伸長を図る。さらに、増大する社会保障は、制度改革を含めた歳出・ 歳入両面の取組みによって財源を確保することを今後検討していくということを今回、 閣議了解しています。以上です。

○主税局住澤調査課長

続いて、10月1日に消費税率の来年4月からの8パーセントへの引上げと、それに伴う対応につき閣議決定が行われましたので、その概要につき手短にお話ししたいと思います。

お手元の資料は三点入っていますが、資料の袋の一番下の方ですが、「消費税率及び 地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」という閣議決定文が一つ。

その次に、「民間投資活性化等のための税制改正大綱」という与党で取りまとめいただいたものが一点。

最後に、表題がなくて恐縮ですが「資料、平成25年10月」と書いたA4横の冊子があります。今回、お時間の関係もありますので、このA4横の資料の1ページ目に基づき簡単に御説明を申し上げたいと考えています。

今回の閣議決定、御承知のとおり、昨年8月に成立しました税制抜本改革法の附則の18条に基づき、経済指標の確認を行い、経済状況と総合的に勘案した上で引上げについて判断をするということで、8月下旬に60人の有識者の方々からヒアリングを行い、その後、9月10日以降、麻生副総理兼財務大臣と甘利大臣を中心に消費税率の引上げを行う場合の対応策についてさまざまな検討を行い、その結果を踏まえて10月1日に閣議決定をいたしたものです。

閣議決定においては、一番上の枠にあるように、来年4月1日に5パーセントから

8パーセントへの税率の引上げを行うことを確認するということとともに、引上げによる反動減を緩和して、景気の下振れリスクに対応しますとともに、その後の経済の成長力の底上げと好循環の実現を図り、持続的な経済成長につなげるという観点から、経済政策のパッケージを決定するということが大きな柱になっています。

この閣議決定は四つの部分に分かれていますが、一番目、赤い枠の部分です。経済 状況の認識ということで、政府としては、さまざまなヒアリングあるいは諮問会議で の議論を通じ、景気は緩やかに回復しており、先行きも回復の動きが確かなものにな ることが期待できると認識しています。その上で、デフレ脱却と再生の道筋を確かな ものとするために、経済政策パッケージに取り組んでいくということです。

財政状況は、主計局から説明がありましたように、中期財政計画に従って健全化目標達成を目指していく必要があるという認識を示しています。また、社会保障制度に改革は、今般の消費税率引上げが財政健全化と社会保障の充実、安定化を同時達成するという目的で行われることも踏まえ、先般、8月に法制上の措置の骨子ということで、10ページ目に骨子の概要を掲げていますが、社会保障国民会議の御議論を踏まえて、臨時国会に子ども・子育ての支援の充実であるとか、医療・介護の充実等を柱としたプログラム法を提出することを予定しているところです。

1ページにお戻りいただけますでしょうか。

四番目の柱が消費税率引上げに当たっての対応ということで、総合的な経済政策の パッケージを閣議決定において取りまとめています。

その第一の柱が成長力底上げのための政策ということで、内閣官房を中心に取りま とめました成長戦略関連施策の当面の実行方針と併せて、与党の税制調査会において 御検討いただきました投資減税措置等を閣議決定しています。この投資減税措置等の 概要については、16ページ、主な柱立てを御紹介しています。

大きな柱は三つありまして、まず生産性の向上につながる投資促進のための税制等の投資減税の関係、ベンチャー投資の促進のための税制、収益力の飛躍的な向上に向けた経営改革を促進するために事業再編促進税制を創設しています。

併せて、設備投資につながるような制度・規制面での環境整備に応じた税制ということで、耐震改修投資を促進するための税制の創設なども行っています。これらの税制改正については、来年の通常国会に法案提出を予定しています。

これらの改正に伴います減収見込額ですが、62ページに参考資料として付けてありますが、平成25年度の税制改正で措置しました部分も含め、国、地方トータルで一兆円を超える減収額が見込まれています。

1ページにお移りいただき、二つ目の柱が、「政・労・使」の連携による経済の好循環の実現を目指した取組みです。このため、9月20日に「経済の好循環実現に向けた政労使会議」を立ち上げており、この場で、秋から冬にかけて賃上げを含めたさまざまな取組みについて議論していくということになっています。

また、税制面では、ただいまの税制改正の中で一つ飛ばしましたが、所得拡大促進税制の拡充ということをやっています。資料の中では、19ページ、今年の平成25年度税制改正の中で創設した制度で、基準年度、すなわち平成24年度の人件費と比べ、5パーセント以上、給与等の支給額を増加させた場合に、増加した給与の額の10パーセントを税額控除できるという仕組みです。

この仕組みについては、5パーセントの達成はなかなか普通の企業では難しい等々の御指摘がありました。この点も含め見直しを行い、平成25年度、26年度は2パーセント以上の増加でこの制度の適用が受けられる。27年度は3パーセント以上。そして、二年間この期間を延長いたしまして、28年度、29年度も適用が受けられるという制度に改めて、その二年間は5パーセント以上を要件とするといった抜本的な拡充を行っているところです。

1ページにまたお戻りいただき、所得拡大促進税制を通じて、企業による賃金引上げの取組みを強力に促進することと併せて、賃金の引上げに向けて企業が一歩踏み出していただくというきっかけづくりを目的に、復興特別法人税の廃止を検討するということが盛り込まれています。そこに書いていますように、足元の経済成長を賃金上昇につなげることを前提に復興特別法人税の一年前倒しでの廃止について検討する。その検討に当たっては、復興財源の確保、または国民の理解、中でも被災地の方々の十分な理解を得るということ。また、賃金上昇につなげられる方策と見通しを確認することなどを踏まえた上で12月中に結論を得るという方針が決定されています。

三番目の柱、新たな経済対策の策定です。これについては、平成25年度の補正予算について、この秋から冬にかけて編制していくという中で、消費税率引上げに伴う駆け込み需要と反動減を緩和し、景気の下振れリスクに対応するということと、先ほども申し上げたように、成長力を底上げして成長軌道に早期に復帰できるようにするという観点から、来年の4~6月期に見込まれる反動減、民間の予測ですと大体2兆円程度という数字が出ていますが、これを大きく上回る5兆円規模の対策を策定するという方針を確認しています。その中で、競争力強化策であるとか、高齢者の方々あるいは女性の方々、若者向け、こういった施策についても取り組んでいくという方針が確認されています。

この対策の一環として、四番目の簡素な給付措置を低所得者向けの対策として決めています。市町村民税の非課税の方々2,400万人に対して1万円を支給する。さらに、老齢基礎年金の受給者の方には5,000円を加算し、総額3,000億規模の支給になります。

また、五番目の柱として、住宅取得等に係る給付措置ということで、住宅ローン減税については、25年度の税制改正で措置をしていますが、これと併せて低所得の方々向けに最高で30万円給付するという措置を盛り込んでいます。総額で3,500億円の措置になってきます。このほか消費税の引上げに当たっての転嫁対策、また、復興の加速等にも取り組んでいくという方針を決めているところです。以上です。

〇中里会長

ありがとうございました。

時間がほぼ来てしまいましたが、また、今、御報告いただいた件については、今回 の直接の審議議題ではありませんが、何かもし御質問等ありましたらどうぞ。

では、新浪特別委員、どうぞ。

○新浪特別委員

ありがとうございます。手短に。

今日、最後の方にお話しされたことは法人課税を含む税制の在り方にものすごく関係していることだと思います。私は、法人税を下げるということは、国内外の企業が 我が国で他国と同じようにリターンが得られるという意味では大変重要だと思います。

しかし、実効税率を下げるだけでは必要十分ではなく、私たちが考えていかなければいけないのは、規制改革だとか構造改革、こういった様々な施策をとにかく合わせ技でやっていかないと、実効税率を下げても本当の効果が上がらないのではないかと思っています。

そんな意味で、今回、いくつか工夫はされたと思います。今日、たしか麻生財務大臣がおっしゃった接待交際費を全額損金算入する等、消費を刺激するような工夫を合わせながら実効税率を下げるといったことをもっと考えていただきたい。私が思うに、給与等の支給額を5パーセント以上上げた場合に企業が税制優遇を受けられるという制度は、ハードルが高くこの制度そのものは使われないなと思われました。確実に使われる制度をきちっと確立していくべきであると思います。

もう一つ、すごく重要だと思うのは、法人税の税率の議論のみならず、課税ベース を広げていくことではないかと思います。この委員になって初めて知りましたが、な んと7割の企業が法人税を払っていない。法人税引下げという議論の中で課税ベース を広くするためには、まず何と言っても先ほどのマイナンバーを徹底的に使っていく ことです。

第二には、長い間、税金を払っていないで企業であるにもかかわらず、行政サービスや社会のインフラを使っているのは良いのかどうか。例えば、法人税を10年払っていない企業が存在し続けてよいのかどうか。これは大変議論のあるところだと思います。しかし、こういった企業に関しては、外形標準課税などを課して、やはり新陳代謝を進めていくべきなのではないか。これは産業競争力会議の中でも企業の新陳代謝は大変重要であり、私たちも、税制の在り方という観点から、こういったことも考えていかなければいけないのではないかと思います。

そして、一方で、企業の新陳代謝は、構造改革や、いわゆる規制改革で起こってくる。今回の措置においても、ファンドがついたり、新しい企業が入り古い企業が出ていったりというダイナミズムがすごく重要で、そういったことを設計するのも税制のあり方だと、それが日本の経済に役立つことであると思います。

一方で、法人課税だけではなく、個人の課税についても本質的には社会構造が大きく変わっていて、いわゆる個人という単位だけではなく、今後、女性が働いてダブルインカムになっていく、これを促進しようというのが日本再興戦略の中でうたわれています。また、これを総理は強いリーダーシップでやろうとされています。このようなダブルインカムとなる社会に合った税制に現在の制度がなっているのかどうか。世帯収入で税制課税を考えるとか、こういったことも考えていかなければいけないのではないか。扶養控除が103万円、社会保険が130万円、こういったものも大幅に引き上げること等も考えていかなければいけないと思います。

先ほど石井特別委員がおっしゃったように、今こそ産業構造が大変変わっています。 サービス産業が製造業の代わりに雇用を吸収している実態がある。しかし、残念ながら、サービス産業は製造業より相対的に賃金が低い。こうした状況の中で、サービス産業は生産性を上げていかなければいけませんが、規制改革によって生まれてくる新しい市場や産業は、サービス産業の分野が大変多くなることが見込まれます。そういった雇用創出が見込まれる分野であるサービス産業の生産性向上を後押しするような税制を考えていく必要があると思います。

そういった意味で、官邸からの二つのテーマ、大変重要だと思いますが、時間はさほどないと思いますので、早期に新しい社会像を念頭に置いて、法人税、消費税のみならず、経済成長に資する長期的な我が国の税制のあるべき姿を、早期にぜひ会長のリーダーシップの下で議論を始めていただきたいと要望いたします。

〇中里会長

御意見ありがとうございます。ほかに何かございますか。

時間が来てしまいましたので、また新浪特別委員、一緒にお話しいたしましょう。 それでは、時間となりましたので、第3回税制調査会を閉じたいと思います。

本日は、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございました。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。